

法改正による「問題」「解答解説」の訂正について

『佐藤としみの条文順過去問題集』をご利用いただき、ありがとうございます。
法改正による「問題」「解答解説」の訂正箇所をお知らせいたします。
なお、掲載にあたっては、次のようにしています。

- 1 最初に、改正部分のおおまかな説明を行い、続いて、「問題」「解答解説」で訂正する箇所を記載しています。
- 2 改正部分の説明は、22 年度本試験に向けて、訂正の必要のある箇所のみ説明させていただいています。したがって、改正対応済の部分は、訂正する必要がありませんので、平成 22 年度改正の説明はしていません。たとえば、「日本年金機構に関する改正」は、過去問を出版したときに、すでに、改正に対応して「問題」「解答解説」を作成していますので、「問題」「解答解説」ともに訂正する箇所がありませんので取り上げていません。
- 3 訂正箇所は、「青字」かつ「下線」で表記しています。
- 4 「問題」「解答解説」共に、訂正の必要のある場合は、両方とも掲載していますが、択一式の「問題」だけに訂正の必要がある場合は、「問題」のみ掲載しています。なお、「解答解説」のみ訂正のある場合は、「問題」「解答解説」共に掲載しています。
- 5 該当ページ数は、「問題」の掲載があるページを記載しています。

第1款 労働者災害補償保険法

◆ 保険給付

労災保険の支給事由に、船員法の規定による災害補償の事由が追加された。

改正後（一部追加）

（法 12 条の 8 第 1 項、2 項）

- ① 第 7 条第 1 項第 1 号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。
1. 療養補償給付
 2. 休業補償給付
 3. 障害補償給付
 4. 遺族補償給付
 5. 葬祭料
 6. 傷病補償年金
 7. 介護補償給付
- ② 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く）は、労働基準法第 75 条から第 77 条まで、第 79 条及び第 80 条に規定する災害補償の事由又は船員法第 89 条第 1 項、第 91 条第 1 項、第 92 条本文、第 93 条及び第 94 条に規定する災害補償の事由（同法第 91 条第 1 項にあつては、労働基準法第 76 条第 1 項に規定する災害補償の事由に相当する部分に限る）が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

過去問 ② P60 [問 1]、P. 326 選択式

<過去問② P60 □□1>

□□1 業務災害に関する保険給付（【 A 】及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法に定める災害補償の事由又は船員法に定める災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は【 B 】に対し、その請求に基づいて行われる。
(H19)

1 → A : 傷病補償年金 B : 葬祭を行う者

<過去問② P 326 【平成 19 年度本試験選択式】 2 >

2 業務災害に関する保険給付（【 B 】及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法に定める災害補償の事由 又は船員法に定める災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は【 C 】に対し、その請求に基づいて行われる。(H19)

B→ ⑬傷病補償年金（法 12 条の 8 第 2 項）

C→ ⑮葬祭を行う者（法 12 条の 8 第 2 項）

◆ 事業主からの費用徴収

事業主からの費用徴収については、「労働基準法の規定による災害補償の価額の限度」で徴収することとしていたが、「船員法に規定する部分」も追加された。

改正後（一部追加）

（法 31 条 1 項）

- ① 政府は、次の各号のいずれかに該当する事故について保険給付を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあっては労働基準法の規定による災害補償の価額の限度 又は船員法の規定による災害補償のうち労働基準法の規定による災害補償に相当する災害補償の価額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあっては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。
1. 事業主が故意又は重大な過失により、保険関係成立届を提出していない期間（政府が当該事業について概算保険料の認定決定をしたときは、その決定後の期間を除く）中に生じた事故
 2. 事業主が徴収法第 10 条第 2 項第 1 号の概算保険料のうち的一般保険料を納付しない期間（督促状に指定する期限後の期間に限る）中に生じた事故
 3. 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故

<過去問② P112 □□3>

□□3 政府は、事業主が故意又は重大な過失により保険関係の成立に関する届出をしていない期間中（一定の場合を除く）に生じた事故について業務災害に関する保険給付を行ったときは、労働基準法上の災害補償の価額の限度又は船員法の規定による災害補償のうち労働基準法の規定による災害補償に相当する災害補償の価額の限度において、保険給付の費用に相当する金額の全額又は一部を事業主から徴収することができる。（H12-2C）

<過去問② P112 □□6>

□□6 政府は、事業主が故意又は重大な過失によって生じさせた業務災害の原因である事故について保険給付を行ったときは、労働基準法の規定による災害補償の価額にかかわらず、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部を当該事業主から徴収することができる。（H14-7B）

→ × （法 31 条 1 項 3 号） 政府は、事業主が故意又は重大な過失によって生じさせた業務災害の原因である事故について保険給付を行ったときは、労働基準法の規定による災害補償の価額又は船員法の規定による災害補償のうち労働基準法の規定による災害補償に相当する災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の「全部又は一部」を徴収することができる。

<過去問② P114 □□8>

□□8 政府は、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故について保険給付を行ったときは、労働基準法上の災害補償の価額又は船員法の規定による災害補償のうち労働基準法の規定による災害補償に相当する災害補償の価額の限度において、保険給付の費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。（H12-2A）

第2款 雇用保険法

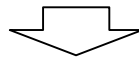
◆ 適用範囲の拡大

非正規労働者に対する雇用保険の適用範囲を拡大し、「6ヶ月以上雇用見込み」であった適用基準を「31日以上雇用見込み」に緩和し、雇用保険法の本則に規定した。

<雇用保険の適用基準>

改正前

- ・ 6ヶ月以上の雇用見込みがあること
- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること



改正後

- ・ 31日以上の雇用見込みがあること
- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

・ 適用除外（法6条）

改正前

次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。

1. 65歳に達した日以後に雇用される者（同一の事業主の適用事業に同日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者及びこの法律を適用することとした場合において第38条1項に規定する短期雇用特例被保険者又は第43条1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く）
- 1の2. 一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である者であって、第38条1項各号に掲げる者に該当するもの（この法律を適用することとした場合において第43条1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く）
- 1の3. 第42条に規定する日雇労働者であって、第43条1項各号のいずれにも該当しないもの（厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者を除く）
2. 4箇月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者
3. 船員保険法17条の規定による船員保険の被保険者
4. 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの





改正後

次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

1. 65歳に達した日以後に雇用される者（同一の事業主の適用事業に同日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者及びこの法律を適用することとした場合において第38条1項に規定する短期雇用特例被保険者又は第43条1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く）
2. 1週間の所定労働時間が20時間未満である者（この法律を適用することとした場合において法43条1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）
3. 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において法42条に規定する日雇労働者であって法43条1項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）
4. 季節的に雇用される者であって、法38条1項各号のいずれかに該当するもの
5. 学校教育法1条、124条又は134条1項の学校の学生又は生徒であって、前各号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
6. 船員法1条に規定する船員（船員職業安定法92条1項の規定により船員法2条2項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法14条1項の規定により船員法2条2項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。）であって、漁船（政令で定めるものに限る。）に乗り組むために雇用される者（1年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。）
7. 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

<過去問② P134 □□23>

□□23 パートタイム労働者等の短時間就労者であっても、1週間の所定労働時間が15時間以上であり、かつ31日以上引き続き雇用されることが見込まれるならば、被保険者となる。(H15-2C)

→ × (法4条1項、法6条2号・3号) 短時間就労者の場合、1週間の所定労働時間が「20時間」以上であり、かつ、31日以上引き続き雇用されることが見込まれるときに、被保険者となる。

<過去問② P136 □□24>

□□24 通常の労働者の1週間の所定労働時間が40時間である適用事業で、1週間の所定労働時間を25時間、雇用契約の期間を2年間と定めて雇用された満62歳の労働者は、一般被保険者となることはできない。(H21-1C)

→ × (法4条1項、法6条2号・3号) 短時間就労者であっても、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、31日以上引き続き雇用が見込まれる場合には、被保険者となる。

<過去問② P136 □□25>

□□25 いわゆる登録型派遣労働者が短期の派遣就業を繰り返す場合、各回の派遣先が異なっても、同一の派遣元で反復継続して31日以上派遣就業することが見込まれるならば、年収見込額はいかんと問わず、被保険者となる。(H13-1D)

→ × (法4条1項、法6条2号・3号) いわゆる登録型派遣労働者についての適用基準は、「31日以上の雇用見込みがあり、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上であること」とされている。したがって、31日以上の雇用見込みだけでは、被保険者とならない。なお、派遣先が異なっても、同一の派遣元で反復継続して31日以上派遣就業することが見込まれるならば、31日以上の雇用見込みがあるものとされる。

<過去問② P136 □□26>

□□26 いわゆる登録型の派遣労働者が、同一の派遣元事業主の下で期間2か月の雇用契約による派遣就業を繰り返す場合、1つの雇用契約期間と次の雇用契約期間との間に数日程度の間隔があっても、このような状態が通算して31日以上続く見込みがあり、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上であれば、被保険者となる。(H19-1D)

→ ○ (法4条1項、法6条2号・3号) 登録型派遣労働者については、①31日以上の雇用見込みがあること、②1週間の所定労働時間が20時間以上であることのいずれにも該当する場合に被保険者となるが、一の派遣元事業主との間の雇用契約が31日未満であっても、反復継続して31日以上派遣就業が続く見込みがある場合は、①に該当するものとされるため、設問の者は被保険者となる。

◆ 暫定任意適用事業の範囲

船員が原則雇用保険の適用対象とされたことに伴い、暫定任意適用事業の範囲のうち、水産業については、「船員が雇用される事業を除く」こととされた。

改正後（一部追加）

（法附則 2 条、令附則 2 条）

次の各号に掲げる事業のうち常時 5 人以上の労働者を雇用する事業以外の事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業を除く）は、当分の間、法 5 条 1 項の規定にかかわらず、任意適用事業とする。

- ① 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- ② 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（船員が雇用される事業を除く）

過去問 ②

P.132 [問 10]

<過去問② P132 □□10>

□□10 個人経営の水産の事業（船員が雇用される事業を除く）で、年間を通じて事業は行われるが、季節の影響を強く受け、繁忙期の 8 か月間は 7 人の労働者を雇用し、残りの 4 か月間は 2 人の労働者を雇用するのが通例である場合、暫定任意適用事業となる。（H15-1A）

→ ○ （法 5 条、法附則 2 条、令附則 2 条、S53.9.22 雇保発 32 号） 個人経営による農林の事業、畜産、養蚕又は水産の事業（船員が雇用される事業を除く）について、季節的な影響から一年のうちの一定期間、雇用労働者数が 5 人未満に減少することが通例である事業は、暫定任意適用事業に該当すると解されている。

第3款 労働保険徴収法

◆ 雇用保険率

- ・失業等給付に係る雇用保険率について、積立金の状況を勘案し、原則 1,000 分の 16 であるところ、弾力条項（労働保険徴収法 12 条第 5 項）により 1,000 分の 12 に引き下げることとした。なお、平成 21 年度の雇用保険率は、雇用保険法等の一部を改正する法律により、1 年限りの特例措置として 1,000 分の 8 とされていた（法 12 条 4 項、H22. 4. 1 厚労告 152 号）。
- ・雇用保険二事業の財源不足を補うため、平成 22 年度の雇用保険二事業に係る雇用保険率について、特例的に弾力条項（1,000 分の 0.5 を引き下げる規定）を発動しないこととし、1,000 分の 3.5 とする（法 12 条 8 項、法附則 11 条）。

【平成22年度の雇用保険率の改定】

（ ）内は平成21年度

	雇用保険率	失業等給付 に係る 保険料率	労働者負担	事業主負担	雇用保険二事業 に係る率 (事業主負担)
一般の事業	15.5/1,000 (11/1,000)	12/1,000 (8/1,000)	6/1,000 (4/1,000)	6/1,000 (4/1,000)	3.5/1,000 (3/1,000)
特掲事業（建設の 事業を除く）	17.5/1,000 (13/1,000)	14/1,000 (10/1,000)	7/1,000 (5/1,000)	7/1,000 (5/1,000)	3.5/1,000 (3/1,000)
特掲事業のうち、 建設の事業	18.5/1,000 (14/1,000)	14/1,000 (10/1,000)	7/1,000 (5/1,000)	7/1,000 (5/1,000)	4.5/1,000 (4/1,000)

過去問② P.252 [問 29]、P.254 [問 30]

<過去問② P252 □□29>

□□29 労働保険徴収法第12条第4項によれば、物品の販売の事業の雇用保険率は、鉱業の事業の雇用保険率と同じである。(H20-雇9C)

→ ○ (法12条4項、H19.11.8厚生労働省告示379号) 設問のとおりである。設問の事業は、いずれも「一般の事業」に該当するため、平成22年度における雇用保険率は「1,000分の15.5」とされている。

<過去問② P254 □□30>

□□30 労働保険徴収法第12条第4項によれば、土木の事業の雇用保険率は、清酒の製造の事業の雇用保険率と同じである。(H20-雇9E)

→ × (法12条4項、H19.11.8厚生労働省告示379号) 土木の事業は、特掲事業のうち「建設の事業」に該当し、「清酒の製造の事業」とは、雇用保険率は異なる。なお、平成22年度の雇用保険率は、建設の事業は「1,000分の18.5」、清酒の製造の事業は「1,000分の17.5」である。

第4款 健康保険法

◆ 一部負担金等の軽減特例措置

70歳以上の一般所得者に係る一部負担金等の軽減特例措置を平成22年度においても継続することとされた。

平成21年度に引き続き、以下の軽減特例措置を継続することとされた。

- ① 70歳以上の一般所得者に係る一部負担金の割合は「**100分の10**」とされた。
- ② 70歳以上の一般所得者に係る高額療養費算定基準額は、個人単位（外来療養）が「**12,000円**」、世帯単位が「**44,400円**」とされた。
- ③ 70歳以上の一般所得者に係る75歳到達月の高額療養費算定基準額は、個人単位（外来療養）が「**6,000円**」、世帯単位が「**22,200円**」とされた。
- ④ 70歳以上の世帯の一般所得者に係る高額介護合算算定基準額は、「**56万円**」とされた。

過去問③

P.78 [問7・8]、P.88 [問47]、P.106 [問117]
P.114 [問159]、P.212 選択式、P.214 選択式

<過去問③ P78 □□7>

□□7 保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける際の一部負担金の割合は、70歳未満の場合には3割、70歳以上の場合には原則として2割（※）である。ただし、70歳以上であっても、療養の給付を受ける月の標準報酬月額が【 A 】万円以上である被保険者については、3割とされているが、その場合でも、70歳以上の被保険者及びその【 B 】歳以上75歳未満の被扶養者の収入の額が【 C 】万円（当該被扶養者がいない者にあつては383万円）に満たない者については、2割（※）となる。（H15）

→ A : 28 B : 70 C : 520

（※）平成22年度については、一部負担金の引上げの凍結措置により、当該一部負担金の割合は、「1割」に据え置かれている。

<過去問③ P78 □□8>

□□8 70歳の被保険者及びその70歳以上75歳未満の被扶養者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が520万円に満たない場合であっても、標準報酬月額が28万円以上の場合における一部負担金は、療養の給付に要する費用の額の100分の30である。(H17-8A)

→ × (法74条1項、令34条) 設問の場合、標準報酬月額が28万円以上であっても、厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が520万円に満たない場合は、一部負担金の割合は「100分の20」(平成22年度については、一部負担金の引上げの凍結措置により「100分の10」となる。

<過去問③ P88 □□47>

□□47 72歳で標準報酬月額が20万円である被保険者が評価療養を受け、その費用が保険診療の部分10万円、保険外診療の部分5万円であるとき、被保険者の支払額は6万円となる。(H19-4A)

→ × (法74条1項2号、法86条2項) 70歳に達する月の翌月以降に係る保険診療部分の自己負担割合(一定以上所得者を除く)は、「2割」であるため、設問の被保険者の支払額は、保険診療部分の「2万円」と保険外診療部分の5万円で合計7万円となる。なお、平成22年度については、自己負担割合を「1割」に据え置く経過措置があることから、保険診療部分の「1万円」と保険外診療部分の5万円で合計6万円となる。

<過去問③ P106 □□117>

□□117 70歳以上で一般所得者である被保険者に係る平成22年度のある月の一部負担金は、高額療養費制度がなかったとしたならば、X病院の外来療養分が8,000円、Y病院の外来療養分が32,000円、Z病院の入院療養分が50,000円であった。この場合、外来療養に係る高額療養費の算定基準額(自己負担限度額)が【A】円で、高額療養費として支給される額が【B】円となる。これに入院療養分を加えた全体として的高額療養費の算定基準額が【C】円であるので、全体としては、高額療養費の金額が【D】円となる。ただし、入院をした場合の一部負担金の窓口払いは算定基準額までであり、それを超える一部負担金は高額療養費として現物給付化されるので、Z病院の窓口で払う額は一部負担額から現物給付分を差し引いた額である。したがって、実際に償還される金額は【E】円となる。(H16)

117 → A : 12,000 B : 28,000 C : 44,400
D : 45,600 E : 40,000

(※) 平成22年度については、一部負担金の引上げの凍結措置に伴い、70歳以上の一般所得者については、外来療養に係る高額療養費算定基準額は「12,000円」(本来額は「24,600円」)、70歳以上の世帯に係る全体として的高額療養費算定基準額は「44,400円」(本来額は「62,100円」)に据え置かれている。

<過去問③ P114 □□159>

□□159 標準報酬月額が28万円以上である被保険者の被扶養者が70歳に達する日の属する月の翌月に医療給付を受けた場合、被保険者及びその被扶養者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が520万円未満のときは、その給付率は100分の80である。(H18-3A)

→ ○ (法110条2項、令39条) 設問のとおりである。なお、[平成22年度](#)については、特例措置により、設問の家族療養費の給付割合は「100分の90」とされている([H22.1.29保発0129号17号](#))。

<過去問③ P212 【平成15年度本試験選択式問題】1>

1 保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける際の一部負担金の割合は、70歳未満の場合には3割、70歳以上の場合には原則として2割(※)である。ただし、70歳以上であっても、療養の給付を受ける月の標準報酬月額が 万円以上である被保険者については、3割とされているが、その場合でも、70歳以上の被保険者及びその 歳以上75歳未満の被扶養者の収入の額が 万円(当該被扶養者がいない者にあつては383万円)に満たない者については、2割(※)となる。

A→ ⑥ 28 (法74条1項3号、令34条)

B→ ⑪ 70 (令34条2項)

C→ ⑭ 520 (令34条2項)

(※) [平成22年度](#)については、一部負担金の引上げの凍結措置により、当該一部負担金の割合は、「1割」に据え置かれている。

<過去問③ P214 【平成16年度本試験選択式問題】>

70歳以上で一般所得者である被保険者に係る[平成22年度](#)のある月の一部負担金は、高額療養費制度がなかったとしたならば、X病院の外来療養分が8,000円、Y病院の外来療養分が32,000円、Z病院の入院療養分が50,000円であった。この場合、外来療養に係る高額療養費の算定基準額(自己負担限度額)が 円で、高額療養費として支給される額が 円となる。これに入院療養分を加えた全体として的高額療養費の算定基準額が 円であるので、全体としては、高額療養費の金額が 円となる。ただし、入院をした場合の一部負担金の窓口払いは算定基準額までであり、それを超える一部負担金は高額療養費として現物給付化されるので、Z病院の窓口で払う額は一部負担額から現物給付分を差し引いた額である。したがって、実際に償還される金額は 円となる。(H16)

- 117 → A : 12,000 (令 42 条 3 項)
 B : 28,000 (令 42 条 3 項)
 C : 44,400 (令 42 条 2 項)
 D : 45,600 (令 41 条 2 項、3 項、令 42 条 2 項、3 項)
 E : 40,000 (令 43 条 1 項、2 項)

(※) 平成 22 年度については、一部負担金の引上げの凍結措置に伴い、70 歳以上の一般所得者については、外来療養に係る高額療養費算定基準額は「12,000 円」(本来額は「24,600 円」)、70 歳以上の世帯に係る全体として的高額療養費算定基準額は「44,400 円」(本来額は「62,100 円」)に据え置かれている。

◆ 直接支払制度 (平成 21 年 10 月～平成 23 年 3 月までの暫定措置)

被保険者の医療機関等の窓口で支払う出産費用の負担軽減措置として、出産費用に出産育児一時金等を直接充てることができるよう、原則として、各医療保険者から直接病院などに出産育児一時金等を支払う仕組みが導入された。これにより、従来の「受取代理制度」は、廃止された。

参考

- 直接、病院などに出産育児一時金等が支払われることを希望しない場合は、出産後に本人に支払う現行制度を利用することも可能
- 出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額 (原則 42 万円) の範囲内であった場合には、その差額は被保険者から医療保険者に請求することにより、被保険者に対し支払うものとする。

過去問 ③ P.116 [問 165]

<過去問③ P116 □□165>・・・制度自体がなくなったため、問題削除

165 被扶養者の出産に係る家族出産育児一時金について、被保険者は、事前に申請して医療機関等を受取代理人とすることができるが、当該申請の対象となる被保険者は、出産予定日まで 42 日以内の被扶養者を有する者である。(H20-4A)

→ × (法 114 条、H18.8.30 保発 0830001 号) 被扶養者の出産に係る家族出産育児一時金について、被保険者は事前に申請して医療機関等を受取代理人とすることができるが、当該申請の対象となる被保険者は、家族出産育児一時金の支給を受ける見込みがあり、かつ出産予定日まで「1 か月以内」の被扶養者を有する者とされる。

第5款 国民年金法

◆ 保険料等の改正（法 87 条、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条ほか）

平成 22 年度の保険料額は、 $14,980 \times$ 保険料改定率であるが、保険料改定率が 1.008 となったため、平成 22 年度の保険料額は 15,100 円 ($14,980 \text{ 円} \times 1.008$) となった。（国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条）

過去問④ P. 108 [問 12]、P. 302 選択式

<過去問④ P108 □□12>

□□12 国民年金の保険料は、法律で定められた平成 16 年度価格の保険料の額（平成 22 年度に属する月の月分は【 A 】円）に、その年度の保険料改定率を乗じて得た額とされている。保険料改定率は、平成 17 年度については 1 とされ、平成 18 年度以後については、それぞれの年度の前年度の保険料改定率 \times 当該年度の初日の属する年の【 B 】年前の物価変動率 \times 当該年度の初日の属する年の 4 年前の年度の実質賃金変動率（3 年前から 5 年前のもの 3 年平均）とされている。平成 22 年度の保険料改定率は【 C 】である。（H19）

12 → A : 14,980 B : 2 C : 1.008

<過去問④ P302 【平成 19 年度本試験選択式問題】1>

1 国民年金の保険料は、法律で定められた平成 16 年度価格の保険料の額（平成 22 年度に属する月の月分は 円）に、その年度の保険料改定率を乗じて得た額とされている。保険料改定率は、平成 17 年度については 1 とされ、平成 18 年度以後については、それぞれの年度の前年度の保険料改定率 \times 当該年度の初日の属する年の 年前の物価変動率 \times 当該年度の初日の属する年の 4 年前の年度の実質賃金変動率（3 年前から 5 年前のもの 3 年平均）とされている。平成 22 年度の保険料改定率は である。

A → ⑳ 14,980 （法 87 条 3 項）

B → ⑩ 2 （法 87 条 5 項）

C → ⑭ 1.008 （国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条）

※なお、問題文の選択肢についても、A と C の正解肢となる ⑳、⑭ は、同様の修正をお願いします。

第6款 厚生年金保険法

◆ 年金額等の改正

(1) 物価スライド特例措置に係る年金額の改定

平成 21 年の全国消費者物価指数は対前年比マイナス 1.4%となったが、法律で、これを下回らなければ引き下げない基準としている平成 17 年の水準と比較すれば、依然として 0.3%上回っている状況にあり、平成 22 年度の物価スライド特例措置によるスライド率は、据え置きとなる。

(2) 再評価率の改定

平成 22 年度の再評価率の改定に係る「名目手取り賃金変動率」は 0.974、「物価変動率」は 0.986となったが、「名目手取り賃金変動率」が 1 を下回り、かつ、物価変動率を下回ったため、新規裁定者に係る再評価率、既裁定者に係る再評価率ともに物価変動率を用いることとなった。このため、平成 22 年度の再評価率は、前年度の再評価率に物価変動率 (0.986) を乗じて改定することとなった (国民年金法による改定率の改定等に関する政令 1 条)。

項目		本来の額	物価スライド特例措置による年金額
加給年金額	配偶者、子2人目まで	222,900円 (224,700円×0.992)	227,900円
	子3人目以降	74,300円 (74,900円×0.992)	75,900円
老齢厚生年金の配偶者加給年金額に係る特別加算額	昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	32,900円 (33,200円×0.992)	33,600円
	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	65,800円 (66,300円×0.992)	67,300円
	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	98,700円 (99,500円×0.992)	101,000円
	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	131,500円 (132,600円×0.992)	134,600円
	昭和18年4月2日～	164,500円 (165,800円×0.992)	168,100円
特別支給の老齢厚生年金の定額単価		1,615円 (1,628円×0.992)	1,676円
障害厚生年金の最低保障額		581,000円 (2級の障害基礎年金×3/4)	594,200円
障害手当金の最低保障額		1,162,000円 (581,000円×2)	—
中高齢寡婦加算額		581,000円 (遺族基礎年金×3/4)	594,200円

(※) 平成16年改正で導入されたマクロ経済スライドによる調整については、物価スライド特例措置による物価下落率の累積分(1.7%)が解消された後に開始されることとされており、平成22年度においては行われず。

(※) 平成22年度の従前額保障に係る改定率は、0.993とされた。

過去問④ P186 [問34]

<過去問④ P186 問34>

34 昭和9年4月2日から昭和15年4月1日までに生まれた者に支給する老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、224,700円に改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額に170,700円に改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額である168,100円を加算した額とする。(H21-6E)

→ × (S60法附則60条2項) 昭和9年4月2日から昭和15年4月1日までに生まれた者に支給する老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、224,700円に改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額に、「33,200円」に改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額である「32,900円」(平成22年度法定額)を加算した額とされる。

◆ 在職老齢年金の支給停止調整額、支給停止調整変更額の改定

平成 22 年度における在職老齢年金の支給停止の基準となる額が、以下のとおり改定された。

- ① 60 歳前半の在職老齢年金についての支給停止調整開始額及び支給停止調整変更額（法附則 11 条）。

	平成 22 年度に属する月分
支給停止調整開始額	28 万円（前年と同額）
支給停止調整変更額	<u>47 万円</u> （前年 48 万円）

- ② 65 歳以降の在職老齢年金についての支給停止調整額（法 46 条）。

	平成 22 年度に属する月分
支給停止調整額	<u>47 万円</u> （前年 48 万円）

過去問 ④ P200 [問 75・78]

<過去問④ P200 □□75>

75 加給年金額の対象となる配偶者及び子のいない特別支給の老齢厚生年金を受給する被保険者について、その年金額が 150 万円、総報酬月額相当額が 28 万円であるとき、その者に支給すべき特別支給の老齢厚生年金は月額 5 万円である。(H16-7E)

→ × （法附則 11 条 1 項） 設問の場合の在職老齢年金の計算方法は次のとおりである。

◆基本月額：150 万円÷12 月＝12 万 5 千円

◆支給停止基準額：(28 万円+12 万 5 千円-28 万円)×2 分の 1×12＝750,000 円

◆在職老齢年金の月額：(150 万円-75 万円)÷12＝62,500 円

したがって、特別支給の老齢厚生年金は、月額 62,500 円となる。なお、平成 22 年度 価額の支給停止調整開始額は 28 万円、支給停止調整変更額は 47 万円 である。

<過去問④ P200 □□78>

78 60歳台前半の在職者に適用される特別支給の老齢厚生年金の支給停止額の計算において、当該被保険者の基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるときは、支給停止調整変更額と基本月額の合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額が、支給停止される。(H17-5C)

→ ○ (法附則11条1項) 設問のとおりである。基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるときは、「(支給停止調整変更額+基本月額-支給停止調整開始額)×1/2+(総報酬月額相当額-支給停止調整変更額)」の額が支給停止される。平成22年度においては、「支給停止調整開始額」は「28万円」、「支給停止調整変更額」は「47万円」とされている。
